

## NPO 法人 ねこのみみ 会員規約

この法人は、北区を対象とし、地域行政と連携して飼い主のいない猫とのトラブルを環境問題と捉え、その対策として地域猫（一代限りの命をまっとうさせる為）、避妊去勢の推奨、保護（保護シェルターの設置）、里親探し、地域猫という認識の普及、動物愛護法の徹底に関する事業を行い、命の大切さを啓発し、「人と猫が快適に共生できる街をめざして、飼い主のいない猫を新しく増やさないよう避妊去勢を徹底し、命を管理する事」を活動目的とする。

第1条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第2条 会員の入会について、特に条件は定めない。

- 1 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申込みものとする。
- 2 理事長は、前項の申込みがあったときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、第2項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第3条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第4条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をいたとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して6ヶ月以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第5条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第6条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

平成 年 月 日 署名 \_\_\_\_\_